

第2回 水素等規格委員会 パイプライン分科会

議事次第

1. 日時 2025年2月19日(水) 9:30~12:00
2. 場所 特別民間法人高圧ガス保安協会 会議室1、2
WEB会議システム 併用
3. 議事
 - (1) 委員紹介
 - (2) CCSパイプラインに関する基準(KHKS)の原案の説明及び意見交換
 - (3) その他
4. 配布資料
 - 資料1 水素等規格委員会 パイプライン分科会 委員名簿
 - 資料2-1 CCSパイプラインに関する基準(KHKS)の原案の策定手順
 - 資料2-2 CCSパイプラインに関する基準(KHKS)の原案の概要
 - 資料2-3 CCSパイプラインに関する基準(KHKS)の原案
 - 資料2-4 CCSパイプラインに関する基準(KHKS)の原案に対する意見
 - 資料3 今後の予定
 - 参考1 水素等規格委員会 委員名簿
 - 参考2 技術基準策定手順書(水素等規格委員会)
 - 参考3 技術基準整備3ヶ年計画(2024~2026年度)(抜粋)
 - 参考4 第1回 水素等規格委員会 パイプライン分科会 議事録
 - 参考5 ガス工作物技術基準の解釈例(制定 平成26年3月19日付け, 改正 令和5年2月8日付け)
 - 参考6 コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について
 - 参考7 米国 DOT PHMSA - Proposes New Rule to Strengthen Safety Requirements for Carbon Dioxide Pipelines -
 - 参考8 第2回 産業構造審議会 保安・消費生活用品安全分科会 二酸化炭素貯留事業等安全小委員会(2024年12月2日開催) 参考資料 導管輸送事業の保安規制の枠組み

委員等倫理心得

委員等は、以下の事項を遵守しなくてはならない。

(専門性の保持)

第1条 委員等は、自己の専門的知識と技術的良心に基づいて技術基準の作成に貢献すると共に、専門分野の技術力向上に絶えず努めなければならない。

(中立性の確保)

第2条 委員等は、公共の安全の確保を最優先に考えなければならない。

2 委員等は、専門家として中立的立場で行動し、関係者の利害関係の相反の回避に努めなければならない。

(秘密保持義務等)

第3条 委員等又は委員等にあった者は、技術基準の作成に関して知得した秘密を漏らしたり盗用したりしてはならない。また、それらの秘密を個人的な目的のために使用してはならない。

2 委員等は、各々の委員会等の承認なしに委員会等の名称を使い、委員会等の意見を公表してはならない。

(品位の保持)

第4条 委員等は、強い責任感をもって、その名誉を汚す行為を慎まなくてはならない。